

めいしょうみほのまつばらほぞんかつようけいかく
名勝三保松原保存活用計画（案）

静岡市 観光交流文化局 文化財課

目次

1 章	目的	2
	1-1 この計画の目的	
	1-2 他の計画との相関	
	1-3 策定の経過	
2 章	名勝の概要	4
	2-1 三保松原の沿革	
	2-2 名勝指定の内容	
	2-3 指定地域	
3 章	名勝の本質的価値	11
	3-1 名勝三保松原の本質的価値の整理	
	3-2 本質的価値を構成する要素	
	3-3 本質的価値の維持・継承に関わる要素	
	3-4 本質的価値以外の要素	
4 章	現状と課題	20
	4-1 名勝全域の現状と課題	
	4-2 エリアごとの現状と課題	
5 章	保全と活用の目指すべき姿	32
	5-1 保全と活用の基本理念	
	5-2 保全と活用の基本方針	
6 章	保全	33
	6-1 保全の方向性	
	6-2 保全の方法	
7 章	活用	36
	7-1 活用の方向性	
	7-2 活用の方法	
8 章	整備	37
	8-1 整備の方向性	
	8-2 整備の方法	
	8-3 防災・防犯	
9 章	運営・体制の整備	40
	9-1 運営・体制の整備の方向性	
	9-2 運営の方法と体制	

第1章 目的

1-1 この計画の目的

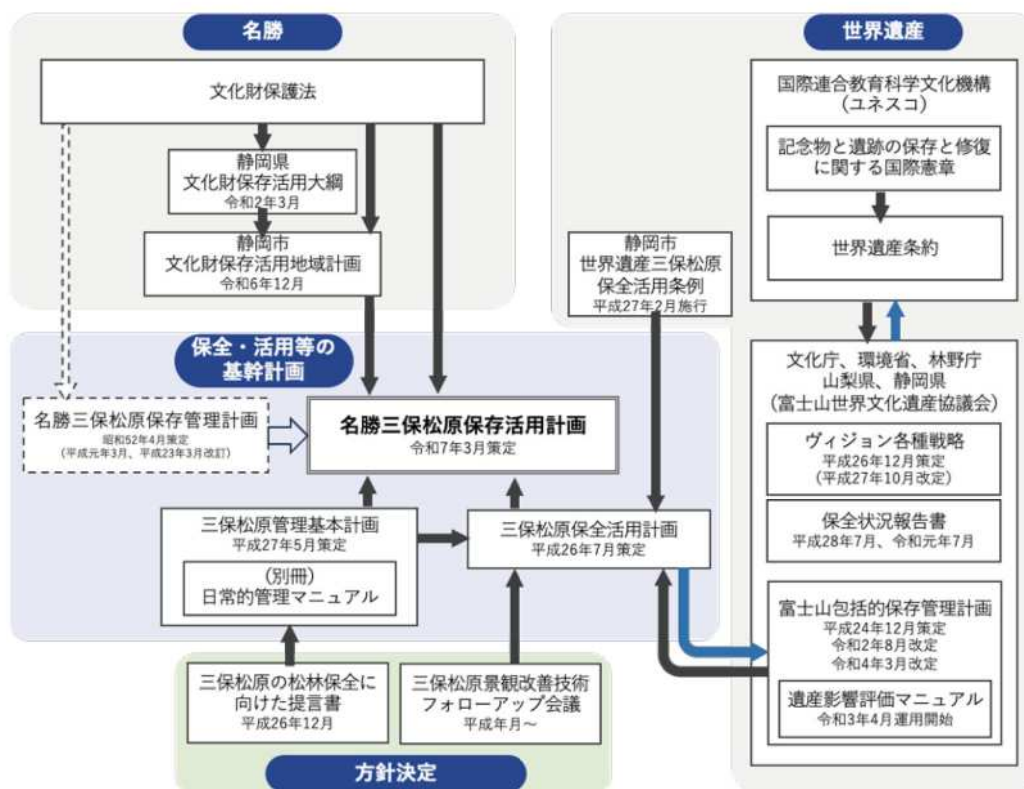
文化財保護法が平成30年（2018年）に改正（平成31年4月1日施行）され、「活用しながら保存する」という方針が明確になった。個々の文化財については、その保存と活用の考え方や取り組んでいく内容をまとめていく保存活用計画の策定に関する指針が示された。

本計画は、名勝三保松原の本質的価値を明らかにし、策定時（令和6年、2024年）の「現状と課題」を整理し、その後の10年間を見据え、価値を次世代に継承していくための「保全（※）」、その魅力を認識してもらうための適切な「活用」、双方が連動して実施できるようにするための「整備」と、実施する「運営・体制」を示すものである。

この計画は文化庁の指針に基づく「保存活用計画」であるが、名勝三保松原の松原、砂嘴及び景観は人工物ではなく日々変化が生じる自然物であり、日常的に手を加えながら良好な状態に育成する必要があるため、本計画中の記載においては「保全」の用語を使う。

1-2 他の計画との相関

三保松原では、名勝を保全するための「名勝三保松原保存管理計画」とそれを補完する「管理計画書解説」等が策定されていた。その後、世界遺産登録に合わせ、構成資産を保全活用するための「三保松原保全活用計画」、マツの保全に特化した「三保松原管理基本計画」といった多くの計画が策定された。しかし、各計画の関連性が複雑となり、土地所有者や保全活用を行う関係者等からも、目指すべき姿や利用上のルールが非常にわかりにくくなっていた。本計画では、保全と活用の基本理念や方針を明確にし、その実現に向けた実施計画の方向性を示し、名勝の円滑な保全活用を図っていく。



各種計画の相関図

1-3 策定の経過

本計画の策定にあたり、関係所管による保全・活用の状況確認のための書面での意見聴取のほか、地域住民や関係団体、名勝三保松原保全育成連絡協議会から意見聴取を実施し、ワークショップも開催した。また、三保松原の保全活用事業の進捗に対して助言する静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会において、専門的立場からの助言を求めた。

地域住民や関係団体からの意見聴取	開催時期
令和4年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和4年10月26日
三保松原関係団体意見交換会	令和5年2月19日
Voice of しずおか 市民討議会	令和5年9月30日
計画策定に向けた三保松原関係団体ワークショップ	令和6年1月28日
令和5年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年2月28日
令和6年度名勝三保松原保全育成連絡協議会（第1回）	令和6年9月30日
パブリックコメント	令和7年1月7日～2月7日
令和6年度名勝三保松原保全育成連絡協議会（第2回）	令和7年1月20日



Voice of しずおか 市民討議会



三保松原関係団体ワークショップ

三保松原保全活用計画推進専門委員会	開催時期
令和5年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年3月21日
令和6年度三保松原保全活用計画推進専門委員会（第1回）	令和6年7月31日
令和6年度三保松原保全活用計画推進専門委員会（第2回）	令和6年12月26日

第2章 名勝の概要

2-1 みほのまつばら 三保松原の沿革

(1) 古代から近代

三保半島の砂嘴は約 8000 年前から形成が進み、7～8 世紀頃には現在の半島の中央部まで発達したと考えられている。古墳時代には集落が形成されたようだが、松原の植林が始まった時期は定かでない。三保の美しさを詠んだ最古の歌は和銅元年（708 年）のもので、平安時代にも清見潟越しの三保松原の風景が数多くの歌に詠まれた。また、和同開珎の出土した、中央とのつながりのある宮道遺跡も残る。3 本目の砂嘴が形成されたと考えられる室町時代には、能「羽衣」にも登場する富士見の名所として知られるようになり、御穂神社の参拝も兼ねて都の人々も見物に訪れた。江戸時代以降は富士詣の歌や浮世絵により一般庶民にも広く知られるようになった。半島全体に広がる松原を俯瞰した絵画や絵図が、非常に多く残っている。明治時代以降徐々に農地が増え、集落が広がり市街地化が進んでいったが、松原は大切に守られ、大正 6 年（1917 年）には日本新三景（実業之日本社）にも選ばれた。

(2) 名勝指定以降

大正 11 年（1922 年）に、半島東側の砂丘を中心に国の名勝に指定され、県を代表する景勝地として、松原と駿河湾の大海原越しに見る富士山や伊豆半島の風景の素晴らしさが、観光案内等で紹介されてきた。また、小学校教科書への「はごろも」の掲載や、唱歌「羽衣」によっても、知名度が更に向上した。真崎内浜エリアでは、昭和 5 年（1930 年）に海水プール、昭和 45 年（1970 年）以降に博物館やスポーツ施設が整備され、マリンスポーツや漁業体験を含む教育旅行の場として発展してきた。

近隣住民の生活や製塩の燃料としての松葉利用は昭和 30 年代まで行われていたが、昭和 40 年代以降、生活様式の変化から松葉が使われなくなり、松原の利用が減少し、マツ以外の植物の自生を制御できなくなった。昭和 46 年（1971 年）頃からマツ材線虫病の被害が始まり、防除事業を継続している。半島東側の砂浜（清水海岸）では、昭和 50 年代後半から海岸侵食の被害を受けるようになり、平成元年（1989 年）から侵食・高潮対策事業を継続している。

(3) 静岡市三保松原保全活用計画（平成 25 年（2014 年））に基づく成果

平成 25 年（2013 年）の世界文化遺産登録により古来の三保松原の価値が再び注目を浴び、美しい砂浜や松原を守る機運が高まった。平成 31 年（2019 年）には静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、国内外からの来訪者に三保松原の価値や歴史、保全の大切さを発信している。

増減を繰り返していたマツ材線虫病被害については、世界遺産登録後の徹底した防除事業により平成 29 年（2017 年）度に微害化を達成し、微害状態（1 ha 当たりの年間被害木 1 本未満）を継続している。また、マツ材線虫病等により失われた松原を再生するため、三保由来の松苗を育てる三保松原圃場を令和 4 年（2022 年）に整備し、羽衣の松クローン等の母樹からの採種、採穂による苗の生産に取り組んでいる。

砂浜では、世界遺産登録時に消波堤が景観上望ましくないとの指摘を受け、消波堤から突堤へ置き換える景観改善事業を開始した。平成 31 年（2019 年）に L 型の 1 号新堤が完成し、1 号消波堤を撤去した。

静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」



三保松原圃場（左手が苗畑、右手が母樹園）



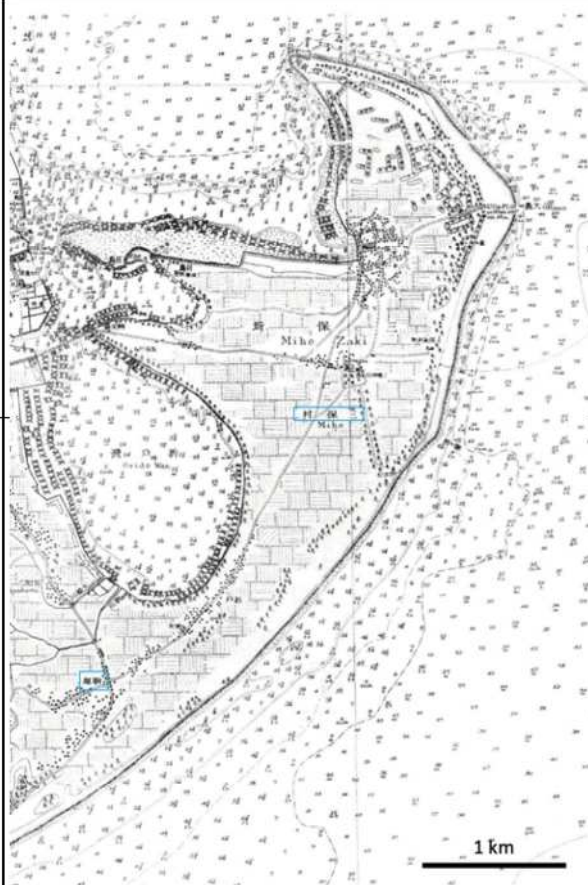
景観改善のための、消波ブロック（1号消波堤、写真手前）から突堤（1号突堤、写真奥）への置き換え



2-2 名勝指定の内容

三保松原は、日本固有の美しい風景として代表的なものであり、保護が必要なものであるとして、大正 11 年（1922 年）に日本で初めての名勝に指定された。

種別	名勝
名称	三保松原
所在地	静岡県静岡市清水区三保、折戸、三保松原町
指定年月日	大正 11 年 3 月 8 日
告示番号	官報第二八七七號 内務省告示第四十九號
保存要目	名勝の部 九 松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ 現行指定基準 名勝の 3（花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所） 8（砂丘、砂嘴、海浜、島嶼）
説明	駿河湾口ニ在リ外洋ニ面スル砂嘴トシテハ特ニ著名ナリ。駒越ヨリ北東ニ突出スルコト延長約一里半。就中勝景ノ殊ニ賞スベキハ三保村以北ノ約十四五町北ニ突出スル地域ニシテ幅南ニ広ガリ北ニ尖レリ。青松一帯ニ茂生シ、北ニ富士山ノ天空ニ聳ユルヲ望ム。
説明解説	駿河湾に面し、外洋性の海域にある砂嘴として特に著名である。砂嘴から成る半島は駒越から北東方向に約 6 km（1.5 里）伸びている。三保村北部約 1.5 km（14～15 町）の北方向に先細ったエリアは、特に景観が素晴らしい。青々とした松が一带に連なり、北の方向に天空に聳える富士山を望むことができる。



大正 5 年（1916 年）刊行海図一部加筆

2-3 指定地域の変遷

(1) 大正 11 年（1922 年）指定当初

駒越西端から三保半島先端まで、字単位で約 382.1 ha が指定された。

内務省告示第四十九號（官報第 2877 號 大正 11 年 3 月 8 日）

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

大正十一年三月八日 内務大臣 床次竹二郎

静岡県安倍郡三保村大字三保

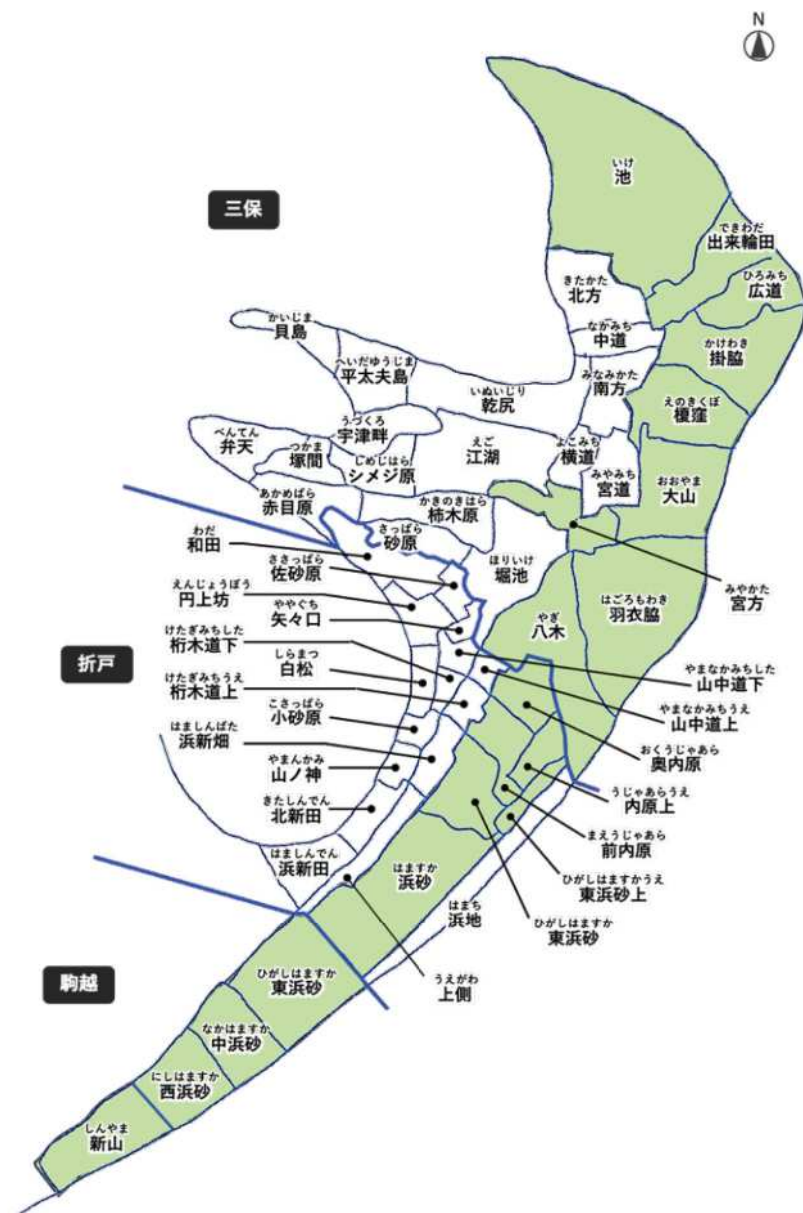
字池、出来輪田、廣道、掛脇、榎窪、大山、宮方、羽衣脇、八木ノ全部

静岡県安倍郡三保村大字折戸

字内原上、前内原、東濱砂、濱砂、奥内原、東濱砂上ノ全部

静岡県安倍郡不二見村大字駒越

字東濱砂、中濱砂、西濱砂、新山ノ全部



(2) 昭和 35 年 (1960 年)

保存管理計画書を策定し、「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」に保存管理区分を設定した。

(3) 昭和 52 年 (1977 年)

保存管理計画策定時に、4 規制地区について基準を設定した。松原を形成していないエリア、松原から遠く離れたエリアについて指定解除し、約 248.1 ha となった。

文部省告示第 44 号 (官報第 15066 号 昭和 52 年 4 月 1 日)
文化財保護法第 71 条第 1 項の規定により、名勝三保松原について、次の表に掲げる地域の指定を解除する。
昭和 52 年 4 月 1 日 文部大臣 海部俊樹
静岡県清水市折戸字浜砂、内原上、前内原、奥内原の一部
静岡県清水市三保字八木、大山、榎窪、掛脇、出来輪田、池の一部
静岡県清水市駒越字東浜砂、西浜砂、新山のすべての地番
静岡県清水市折戸字浜砂及び駒越字東浜砂、西浜砂、新山の国有無番地のうち
折戸字浜砂 847 番ノ 4 の北東地先から駒越字新山 2822 番ノ 1 の南東地先までの地域
右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

(4) 平成 2 年 (1990 年)

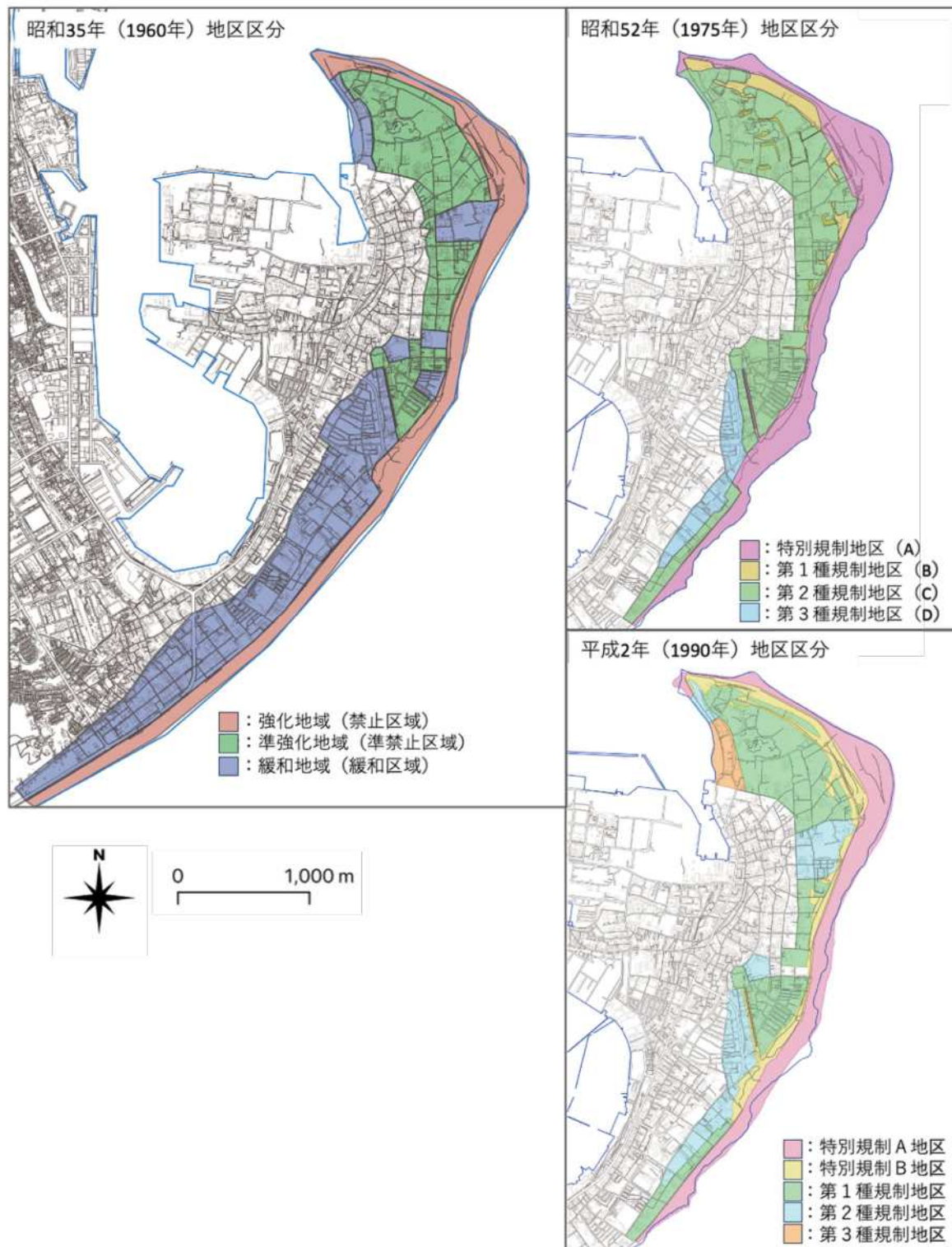
平成元年の保存管理計画改定時に、5 規制地区の規制基準を設定した。平成 2 年に追加指定、一部指定解除し、243.7 ha となった。

文部省告示第 31 号 (官報第 333 号 平成 2 年 3 月 29 日)
文化財保護法第 69 条第 1 項及び第 71 条第 1 項の規定により、名勝三保松原について、地域を追加して指定し、及び一部地域の指定を解除して次に掲げるとおりとする。
平成 2 年 3 月 29 日 文部大臣 保利耕輔
静岡市清水区三保字広道、宮方、羽衣脇の全部、
池、出来輪田、掛脇、榎窪、大山、八木の一部
静岡市清水区折戸字東浜砂、東浜砂上の全部、
内原上、前内原、浜砂、奥内原の一部

説明
三保松原は、大正十一年に名勝に指定され現在に至っている。今回、海岸に近い地区で松原の保存及び松原の景観の維持のため必要な地域を追加指定するとともに、海岸から離れた内陸部で松原としての形態及び景観をとどめていない地域について指定を解除し、名勝の保存を図ろうとするものである。

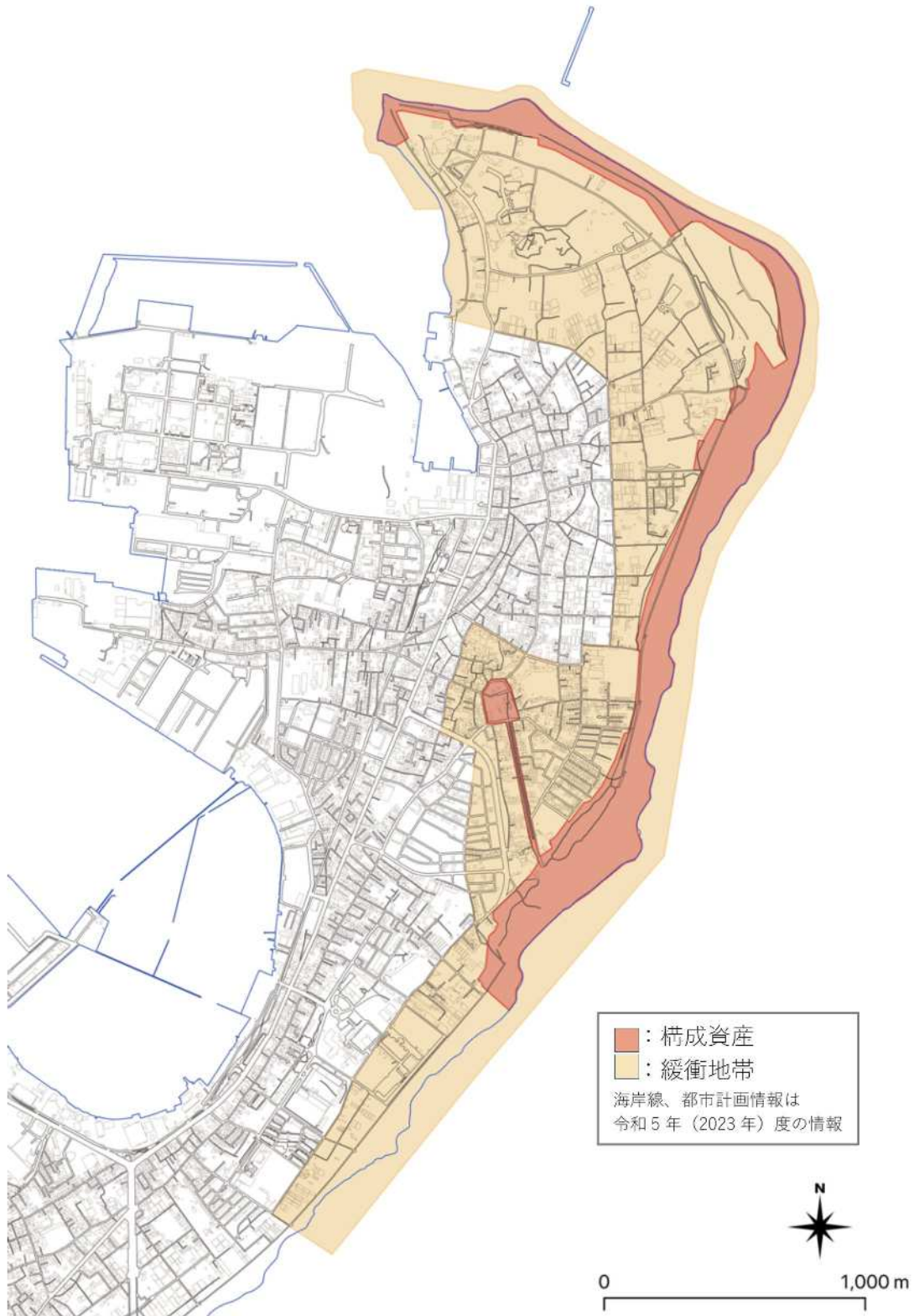
(5) 令和 2 年 (2020 年)

令和 2 年 5 月 30 日、清水三保羽衣土地区画整理事業により、三保と折戸の一部について町名を三保松原町に変更した。(指定地域の変更は無し)



(6) 世界遺産エリアについて

平成 25 年（2013 年）に三保松原を含む「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録された。名勝の中核となる松原及び砂浜が構成資産（プロパティエリア）、その周囲を緩衝地帯（バッファーズーン）とした。



第3章 名勝の本質的価値

3-1 名勝三保松原の本質的価値

名勝三保松原の本質的価値は、海岸一帯のクロマツの林、特徴ある砂嘴と砂浜、雄大な富士山の眺望を併せた優美な風致景観である。

要素の種類	要素の内容
本質的価値を構成する要素	①三保松原の礎となる砂嘴 ②松原 ③砂浜 ④富士山の眺望 ⑤羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松
本質的価値の維持・継承に関わる要素	⑥ガイダンス施設 ⑦松原顕彰に係る石碑 ⑧海岸保全のための突堤 ⑨清水三保海浜公園 ⑩松原保全に係る囲場
名勝地内の 本質的価値以外の要素	⑪清水灯台 ⑫宮道遺跡他 ⑬掩体壕 ⑭海水浴場 ⑮飛行場 ⑯観光用駐車場

3-2 本質的価値を構成する要素

①三保松原の礎となる砂嘴

駿河湾に面し富士山方向に伸びる、半島状の砂嘴である。東側（外浜側）には海岸砂丘が形成され、西側（内浜側）には折戸湾を包み込むように先端が3本に分岐する。



②松原

半島東側（外浜側）の砂丘約 5 km を中心に生育する推定 3 万本のクロマツは、砂浜から富士山への眺望の遠距離景を構成し、松原内から富士山を望む際は前景で額縁効果を生む。松原は、マツがあるだけでなく、海に近い松原特有の生態系を持つ環境空間として捉える。



③砂浜

半島の周囲に、^{こくしよくけつがん}黒色頁岩（泥質堆積岩）を主体とする砂礫の浜が形成され、古来より変わらない人工物のない広い砂浜が続き、富士山や伊豆半島への眺望の遠距離景を構成する。砂浜は、砂礫があるだけでなく、海浜特有の生態系を持つ環境空間として捉える。



④富士山の眺望

緑豊かな松原、砂浜、海、松原の向こうに聳える富士山の織りなす景観は、古くから文学、絵画等に影響を与えてきた。



⑤羽衣伝説につながる御穂神社と神の道、羽衣の松（以下、羽衣伝説と略）

御穂神社は平安時代以前に創建が遡る式内社で、羽衣伝説を伝え、三保松原を社領として長年守ってきた。本殿は市の指定有形文化財である。神社の御神木である羽衣の松から神社に続く、神の通り道と考えられる神の道（市道）では、樹齢 200 年以上の老齢大木が連なる。



3-3 本質的価値の維持・継承に関わる要素

⑥ガイダンス施設

三保松原の価値や魅力、松原保全の大切さを発信する施設として、平成31年（2019年）3月30日に開館した。年中無休で松原の文化的側面と自然科学的側面双方を映像や展示で解説し、保全ボランティアの受け入れも行う。



⑦松原顕彰に係る石碑

羽衣の松周辺には、松原の魅力と人々との関わりの歴史を伝える石碑が複数設置されている。



羽衣天女詩碑
享和3年（1718年）
駿河町韮賀が建立した、
羽衣伝説を伝える詞碑。
明治44年（1911年）に
再建された。



日本新三景の碑
大正5年（1916年）
選定された3箇所でも
同時に設置された碑で、
揮毫は東郷平八郎による。



羽衣の碑
昭和27年（1952年）
エレーヌ・ジュ格拉リス
を顕彰する碑で、構想は
朝倉文夫、揮毫は高塚竹
堂、レリーフは朝倉響子
による。

⑧海岸保全のための新堤

海岸侵食から砂浜を守る消波堤を、景観を阻害しない突堤や離岸堤に置き換えている。清水海岸最初の L 型突堤が平成 12 年（2000 年）に、1 号突堤が平成 31 年（2019 年）に完成し、現在 2 号新堤を工事中である。



⑨清水三保海浜公園

吹合岬^{ふきあみさき}付近の防潮堤の内側はかつて草原になっていたが、富士山眺望点としての公園を平成 29 年（2017 年）に整備した。公園内の築山部分にはマツの苗を植栽し、減少した松原の回復に努めている。



⑩松原保全に係る三保松原^{はじよう}圃場

失われた松原を再生するため、補植用の三保由来のマツを育成する圃場を令和 4 年（2022 年）に整備し、（一財）三保松原保全研究所に運用を委託している。



3-4 名勝地内の本質的価値以外の要素

⑪清水灯台

清水港整備の一環で明治45年（1912年）に設置された、三保松原の先端部分を象徴する日本最初の鉄筋コンクリート造灯台で、令和4年（2022年）に国の重要文化財に指定された。戦前より、写真や絵画の構図の中に松と白い灯台を入れることが試みられ、人が集う場所にもなっている。



⑫宮道遺跡他

三保半島での人々の営みは古墳時代に始まるが、細かいことはわかっていない。そうした中で宮道遺跡は、明確に人々の歴史を示す奈良・平安時代の集落跡である。和同開珎^{わどうかいちん}、丸柄^{まるとも}、釣針等が出土しているため、単なる集落ではなく、古くから中央とつながり活動を行っていたことがわかる。



清水三保第一小学校の発掘現場



和同開珎



釣針

⑬^{えんたいごう}掩体壕

第二次世界大戦中の昭和19年（1944年）、三保に清水海軍航空隊が置かれた。本上決戦に備えた小型特攻ボート「震洋」の、基地、格納庫、待機壕として作られた掩体壕が、内浜から真崎にかけて複数残っている。



⑭海水浴場

大正時代に開設した三保海水浴場は、昭和5年（1930年）のプール落成と相まって、景観に加え健康増進や娯楽を楽しむ場所として人気を集め、日本のヴェネチアと謳われるほどだった。現在はSUPなどのマリンスポーツを楽しむ人も増えている。



⑮飛行場

大正12年（1923年）に三保根岸飛行場として開設され、飛行機の不時着や地域産業の振興に役立ってきた。滑走路以外に設備がなく景観負荷は少ない。昭和43年（1968年）に三保飛行場となり、救難及びその訓練活動に使用されてきたが、砂の堆積により滑走路の使用が制限され運営が厳しくなったことで一時休止している。現在、静岡市では飛行場の持つ救難・防災等の既存機能の回復と消防・産業振興等での新たな公益的機能発揮を見込んで飛行場を取得し、改修工事と運営方法を検討している。



⑯観光用駐車場

世界遺産登録に伴い神の道の観光バス通行が増加し、交通渋滞とマツへの影響の懸念が生じた。より多くの来訪者に神の道の神聖な雰囲気を知ってもらうためにも、平成26年（2014年）に新たな観光バス駐車場を設置し、神の道へのバス進入を抑制した。



3-5 要素の位置



地理院地図一部加筆

富士山の眺望（真崎）



富士山の眺望（飛行場付近）



富士山の眺望（鎌ヶ崎）



富士山の眺望（折戸）



第4章 現状と課題

4-1 名勝全域の現状と課題

名勝三保松原は、南北に約5 km、総面積約250 haに及び、砂浜、松原のほか、住宅地、農地、文教施設等も分布する。三保松原はエリアによって環境が大きく異なるが、まずは全域を見渡し保全と活用について現状と課題を整理し、その後、5つのエリアに分け、それぞれの現状と課題を記載する。

(1) 全域での現状

半島外浜側の砂浜では、昭和50年代後半から海岸侵食が進み、それに対して高潮・侵食対策を継続している。また、世界遺産登録時にイコモスより、従来の消波ブロックを積み上げた消波堤が富士山の眺望を阻害するとの勧告を受け、消波堤を突堤に置き換える景観改善事業を進めている。

松原では、かつてはマツ材線虫病による松枯れが深刻だったが、徹底した防除事業により平成29年（2017年）度に微害化を達成し、現在（令和5年（2023年）度）まで微害状態を継続している。しかし、それ以外の松枯れや倒木等も発生している。また、健全な松原を維持するためには、草刈り、松葉かき、つる除去のような日常的管理も不可欠だが、所有者が国・県・市・民間と複雑に入り込み、一体的に管理が行えない状況である。さらに近年、特定外来生物を含む外来植物も急速に増加し、松林の下草や海浜植物の中に入り込み、在来植物を駆逐している。世界遺産登録以降、管理方法を確立するため名勝地内の土地の所有者調査を実施したが、土地の境界確定が進んでおらず、所有者を明らかにできないことが多い。

富士山への眺望は、マツの成長や海岸の侵食により年々変化している。内陸部では、大規模建築の計画は無いが、耕作放棄農地の増加により景観が変化している。

三保半島への公共交通機関は、三保街道を通る路線バスと三保棧橋への水上バスがあるが、白家用車や貸切バスを利用する来訪者が多い。ガイダンス施設で名勝地内各所の眺望点を紹介しており、半島内ではシェアサイクルの活用も進んでいる。砂浜対応車椅子の貸し出し等も行っているが、観賞施設の管理が不十分でアクセスが難しい場所が多い。

保全活動の支援を行うガイダンス施設を拠点として、年間通じて松葉かきやゴミ拾いのボランティア活動が盛んに行われ、保全で生じた落ち松葉や海岸漂着物を活用する取り組みも注目されているが、施設から離れたエリアでは人手が不足している。三保半島の人口減少が進み人の目が行き届かなくなり、不法投棄や治安悪化も起きている。三保松原の中心的存在である御穂神社と羽車神社にはそれぞれ氏子組織があり、祭事等を継続しているが、高齢化も進んでいる。

(2) 全域での課題

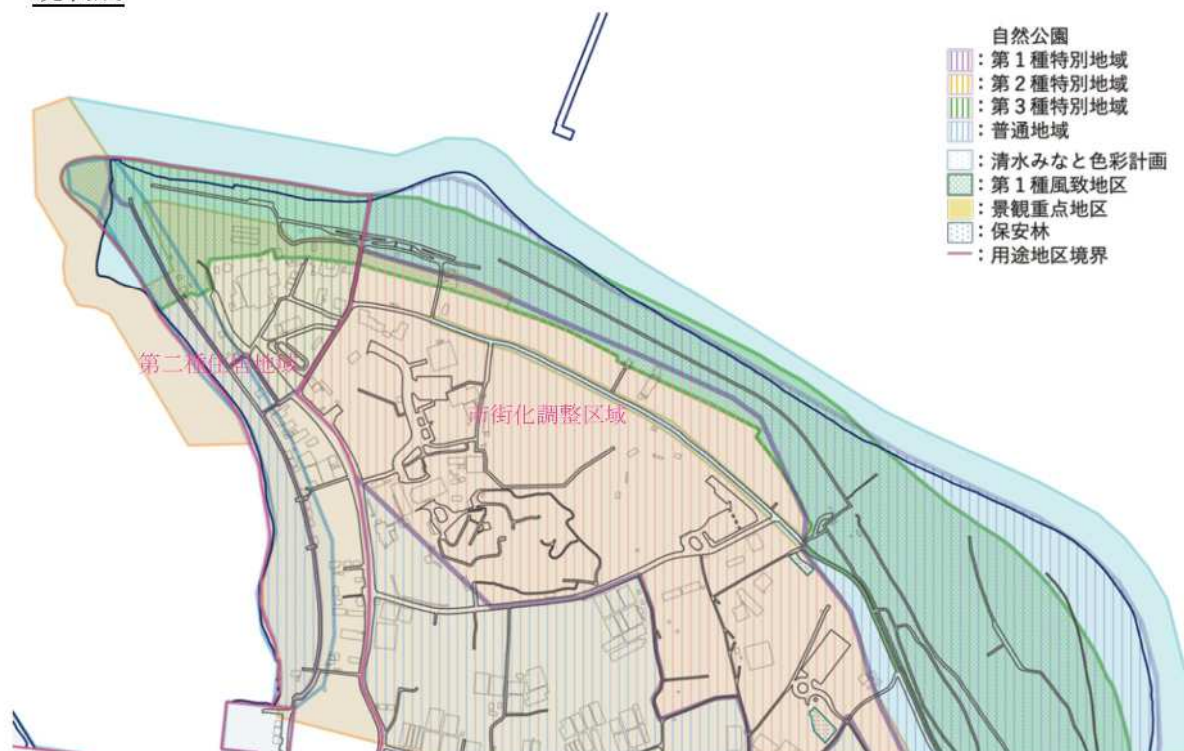
- ・砂浜の侵食防止や景観改善のための、長い時間と莫大な予算を確保する。
- ・松原の減少は複雑に絡み合った原因によるため、現状の松原保全事業を継続しながら、新たな問題に対し順応的管理を進める。
- ・保全活用に係る役割分担や境界確定について、関係者の理解を促進する。
- ・名勝に相応しい景観や各種法令について、関係者の理解を促進する。
- ・近隣地域の高齢化と人口減少が進んでいるなか、関係人口を拡大する。
- ・近隣住民及び来訪者のために、良好な観賞環境と安全の確保、そして気軽に保全活動に参加できる環境整備を図る。
- ・持続可能な保全のために、松原資源を活用する。

4-2 エリアごとの現状と課題



	松原	砂浜	富士山眺望	利用状況等
(1) 真崎内浜	多い	一部広い	見える	三保松原としての富士山の眺望の素晴らしさが十分に周知できていない。
(2) 吹合岬	多い	とても広い	高所から見える	富士山を望む海に開けた公園等があるが、十分に活用できていない。
(3) 大山	やや少ない	狭い	見える	工事のため砂浜へ立ち入りができないこともあり、十分に回遊促進できていない。
(4) 羽衣	とても多い	一部広い	見える	ここでの保全管理や来訪者対策を三保松原全域に広げていく必要がある。
(5) 折戸	少ない	狭い	少し見える	砂浜沿いにマツが少なく、松原への意識を育みにくい。

(1) 真崎内浜エリア
規制別

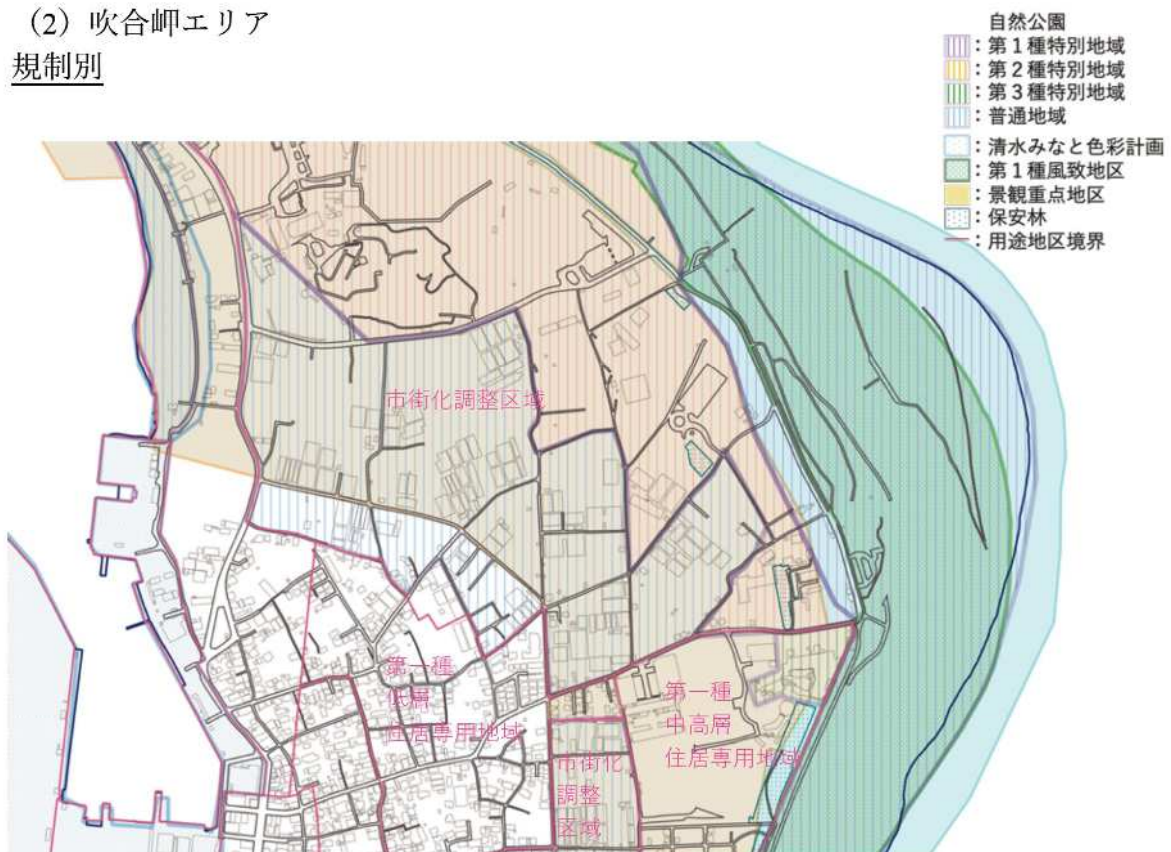


管理別



現況	半島の先端で雄大な富士山を望める、海岸でのレクリエーションが盛んなエリア	
理想の姿	三保松原で最も間近に富士山を望めることを強みとした新たな活用が展開し、多くの人が訪れることでさらに保全が進む、海路の玄関口	
	現状	課題
松原	砂浜沿い及び三保灯台通り（外浜側市道）沿いに樹高の高いマツが連なり、海上から連続した松原を望むことができる。 国有浜地、堤、民有地の松原は下層植生が多く立ち入ることが難しい状態で、被圧による枯れが生じている。台風等の接近時に大径のマツが倒伏することもあり、過去に複数の財産や電線通信線の被害が生じている。 内浜ではマツ材線虫病予防薬剤散布が実施できていない。	・所有者が多岐に渡る松原での、地域と連携した日常的管理の実現 ・老齢木の一体的な倒伏対策 ・マツ材線虫病予防薬剤散布の拡充に向けての理解促進
砂浜	3本の砂嘴の中で最も新しい嘴。外浜は約5m、内浜は約2.5mの防潮堤を設置しており、その外側の砂浜幅は場所によって異なる。 浜幅が狭いところでは、高潮や高波での越波や防潮堤の破損被害を受けやすい。 海浜植物以外の外来植物の群落が急速に拡大している。 ボートの放置や漂着ゴミ、釣りゴミが多い。砂浜近くまで車両で進入でき、人目が少ないことから、不法投棄や野良猫に関するトラブルも比較的多い。ボランティアが砂浜と海中の清掃活動を定期的に行っている。	・景観を阻害しない越波対策 ・防潮堤内側の海岸保全区域や堤など、管理者による管理が困難な砂浜での、地域と連携した日常的管理の実現 ・海岸保全のための啓発
眺望	外浜では、間近に海越しの富士山を望め、大型船入港時等には多くの人が訪れる。しかし、過去に整備された遊歩道や植栽などの観賞施設は管理が不十分な状態にある。 内浜では海上から松原越しの富士山を望める。	・観賞施設の維持管理
利用状況	文教施設、宿泊施設が多い。三保棧橋周辺では年間通じてマリンスポーツが盛んで臨海学習の場になっており、夏季の海水浴場やマルシェ等のイベントも開催している。砂嘴先端のグラウンドゴルフ場については、富士山眺望を活かした新たな利用方法への転換を計画している。 バスや水上バスによる清水区中心市街地からのアクセスがある。 外浜松原内に稲荷神社がある。公共用地から視認できる掩体壕が4箇所7基ある。	・三保棧橋から名勝全域へのアクセス支援 ・名勝全域への回遊促進 ・名勝の価値や地域の歴史についての理解促進と新たな活用の両立

(2) 吹合岬エリア
規制別



管理別



現況	半島の中で最も浜幅が広く、灯台、飛行場、公園など海に開けた施設があるエリア	
理想の姿	幅の広い砂浜を活かした新しい視点での富士山の眺望を提供することで、集う人々の保全意識を高めることのできるエリア	
	現状	課題
松原	砂浜沿いや三保灯台通り沿いの国有地や堤を中心に樹高の高いマツが連なり、海上から灯台部分以外は連続した松原を望むことができる。農地内にも老齢大木が点在する。 国有地や堤の松原は下層植生が多く立ち入ることが難しい状態で、被圧による枯れが生じている。台風等の接近時に大径のマツが倒伏することもあり、過去に複数の財産や電線通信線の被害が生じている。 民有地等で、マツ材線虫病予防薬剤散布が実施できておらず、マツ枯れ被害がある。	・所有者が多岐に渡る松原での、地域と連携した日常的管理の実現 ・老齢木の一体的な倒伏対策 ・マツ材線虫病予防薬剤散布の拡充に向けての理解促進
砂浜	安倍川からの漂砂の終着点で、海拔約6mの土堤の外側に広がる砂浜は、サンドリサイクル養浜の砂採取地になっている。4号消波堤の北は浸食傾向で高潮や高波での越波被害を受けやすい。灯台以南は海拔約10mの強固な防潮堤がある。 広い砂浜には希少種のハマボウを含む海浜植物が群生するが、外来植物も増加している。 漂着ゴミや釣りゴミが多く、ボランティアが砂浜と海中の清掃活動を定期的に行っている。	・サンドリサイクルの継続 ・広い砂浜の活用 ・防潮堤内側の海岸保全区域や堤など、管理者による管理が困難な砂浜での、地域と連携した日常的管理の実現 ・海岸保全のための啓発 ・松原保全のための外来植物駆除
眺望	灯台とともに松と富士山を望める。富士山眺望の前景に、丈の高い草、堤、防潮堤がある。 広い砂浜には駐車場付きの公園がありアクセスしやすい。	・富士山眺望の認知度向上 ・富士山眺望の確保のための、海岸保全区域の草刈
利用状況	名勝指定以前から、地形を活かした飛行場や清水灯台がある。清水三保海浜公園でのイベントや清水灯台の一般公開など、人が集まりつつあるが、宿泊施設の休業により、来訪者が休憩、飲食、宿泊できる場所が不足している。 飛行場については、三保松原の保全や地域づくりの一助となる機能の追加を計画している。 促成栽培発祥の地として、温暖な気候と水捌けの良い土地を活かした農産物が生産されているが、特産品としての認知度が低い。 国有浜地上に不法占拠の建造物がある。内陸部では不法投棄や物品不適正保管が比較的多い。	・名勝保全のための飛行場活用 ・航路標識協力団体制度を活かした清水灯台の活用 ・飲食、休憩、宿泊等、観賞に係る施設の整備 ・農産物の魅力発信 ・不法占拠対策 ・不法投棄対策

(3) 大山エリア（清水第五中学校裏）

規制別



- 自然公園
- : 第1種特別地域
- : 第2種特別地域
- : 第3種特別地域
- : 普通地域
- : 清水みなと色彩計画
- : 第1種風致地区
- : 景観重点地区
- : 保安林
- : 用途地区境界

管理別

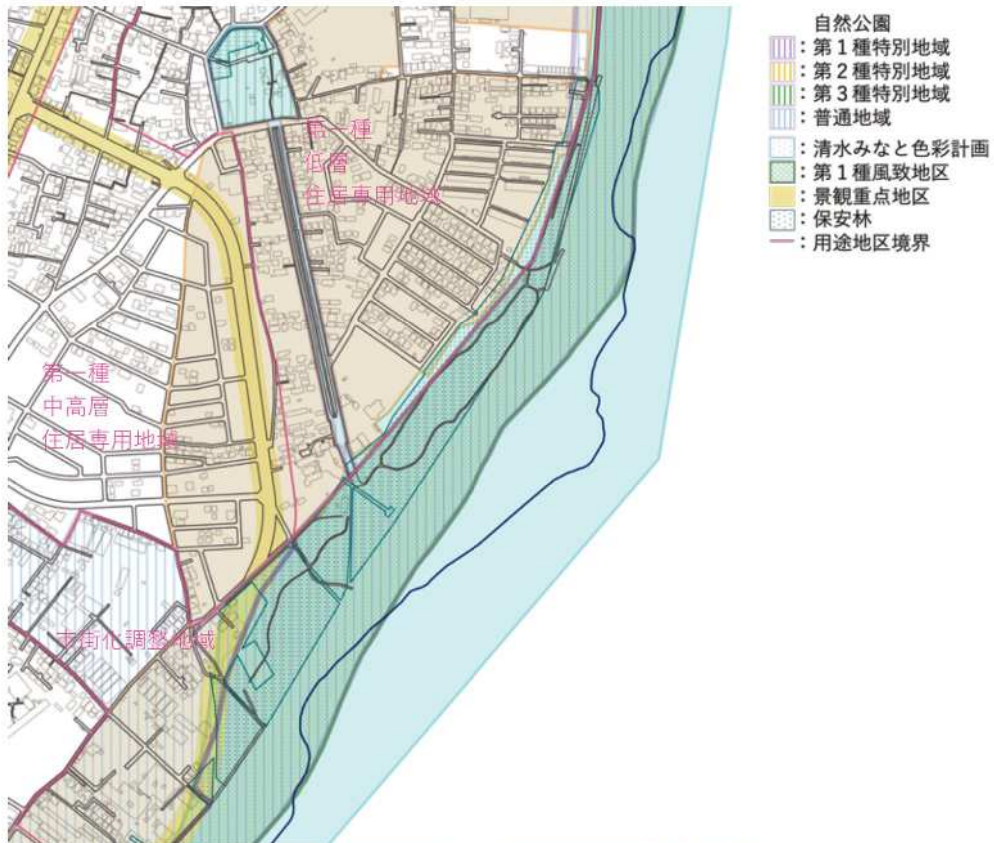


- : 海岸保全区域
- : 港湾隣接地域
- : 堤
- : 公有地
- : 占用利用地
- : 県有林
- : 市管理道

現況	旧来の富士山眺望地「鎌ヶ崎」からの景観を構成する重要なエリア	
理想の姿	多くの近隣住民が訪れ、三保松原の魅力や価値を認識するエリア。 羽衣エリアや吹合岬エリアから多くの来訪者が回遊するエリア。	
	現状	課題
松原	林帯幅が狭いながらも砂浜沿いに松原が続き、海上や砂浜の眺望点から連続した松原を望むことができる。 県有地では、計画的な防災林育成を行っている。国有農地では、管理者と地域住民が草取り、松葉かきを行っている。 外来植物が急速に増加している。 全域でマツ材線虫病予防薬剤散布を実施している。	・ 外来植物から松原を守るための対策検討
砂浜	全域に海拔約 10m の強固な防潮堤があり、その外側の浜幅は狭い。突堤及び 1～3 号消波堤部分では砂が保持されているが、それ以外は侵食傾向で、高潮による越波被害を受けることがある。毎年の養浜工事により浜崖になっていて海浜植物は少ない。 特定外来生物を含む外来植物の群落が急速に拡大している。	・ 侵食・高潮対策事業と景観改善事業の継続 ・ 松原保全のための外来植物駆除
眺望	羽衣の松周辺からの富士山眺望の景観改善のため、1 号突堤を平成 31 年（2019 年）に設置し、1 号消波堤の撤去を進めている。2, 3 号消波堤は、景観改善の途上にあり、消波ブロックが富士山眺望を阻害している。 自転車道及び砂浜から富士山と松原と海を望めるが、認知度が低い。養浜工事や景観改善工事により、砂浜の大部分には立ち入りできない。	・ 景観改善事業の継続 ・ 景観改善事業の認知度向上 ・ 富士山眺望の認知度向上 ・ 近隣からの徒歩、自転車での回遊促進
利用状況	旧三保村の中心部に近く、松原に隣接して住宅、農地、工場や文教施設が混在しており、接道が少なく来訪者向けの駐車場が無い。 太平洋岸自転車道や林内の通路は、地域住民や観光客が散策、ジョギング、サイクリングで訪れている。 市の依頼を受けて自治会組織が自転車道の清掃を定期的に行っているが、高齢化により担い手が減少している。 地域の小中学校では、松原や羽衣伝説等を総合学習の題材として扱っている。	・ 近隣からの徒歩、自転車での回遊促進 ・ 学区外の児童生徒も巻き込んだ教育活動の展開

(4) 羽衣エリア

規制別

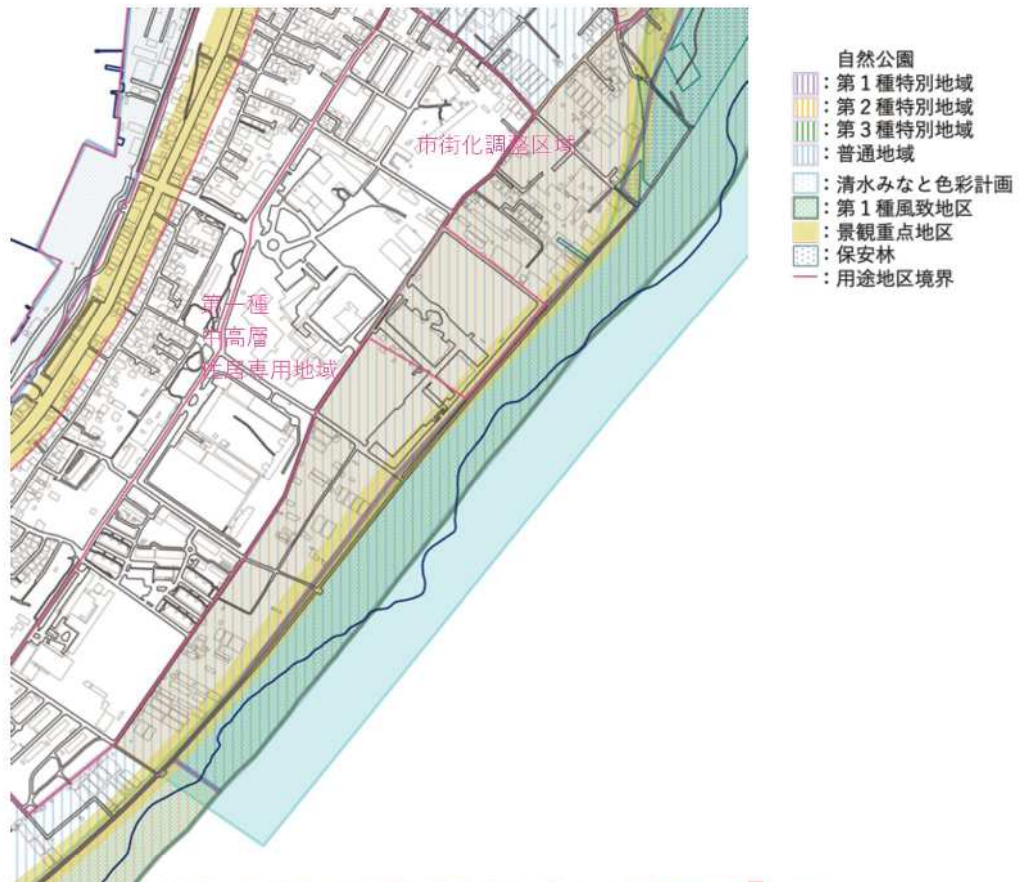


管理別



現況	多くの来訪者がある、三保松原の中核と言えるエリア	
理想の姿	松原、砂浜、海、富士山の眺望や羽衣伝説に関する社寺が、三保松原の価値を最もよく表すエリア。ここでのガイドンス施設見学、保全体験を通して、三保半島全域への価値理解を広げることができる。	
	現状	課題
松原	半島内で最も林帯幅が広く、砂浜から豊かな松原を望むことができる。 羽衣の松周辺及び神の道では、倒伏対策、危険枝除去、遊歩道整備、踏圧対策等を実施している。 一部の過密な部分で間伐を進めており、圃場で後継マツの苗生産に取り組んでいる。 松原の海・陸両側ともに防潮堤や堤が無く、砂浜や住宅街への土砂の流出が進んでいる。 ボランティアによる松葉かき、草取りが最も盛んなエリアである。全域でマツ材線虫病予防薬剤散布を実施している。	・老齢大木の長期継続的維持管理 ・羽衣の松周辺の土壤環境改善と表砂流出防止 ・遊歩道維持管理 ・松原に隣接する住宅地への越境枝、枯れ枝や松葉の落下、土砂流出対策
砂浜	平成12年（2000年）のL型突堤設置以降安定して保たれている羽衣の松前面の砂浜が、令和6年（2024年）に海岸保全施設に指定された。八木地先は侵食傾向にあり、高潮被害が生じている。 希少種ハマネナシカズラを含む海浜植物が群生するが、外来植物も増加しつつある。	・海岸保全施設指定の認知度向上 ・侵食・高潮対策事業の継続 ・松原保全のための外来植物駆除
眺望	1990年代以降侵食の進んだ八木地先からの海越しの富士が、現在の三保松原を代表する眺望となっている。 眺望点までは、起伏のある砂地を200m以上歩く必要がある。	・景観改善事業の認知度向上 ・浜崖の解消 ・眺望点へのアクセス支援
利用状況	旧来の観光の中心地で、神社、ガイドンス施設、駐車場、商店、宿泊施設や生涯学習施設もあるが、第1種低層住居専用区域であり、周辺には住宅が密集している。 ガイドンス施設に隣接した普通車駐車場のほか、離れた位置にバス駐車場と臨時駐車場がある。 羽衣の松周辺の市有地及び御穂神社、羽車神社の境内地に多くの碑が、羽衣公園西エリアには複数の地蔵、墓、祠が、鎌ヶ崎の市有地には碑の他に恵比寿神社がある。 御穂神社、羽車神社それぞれに氏子組織があり、祭事や芸能を継承している。羽衣の舞、忌火起こしは、祭事以外の地域行事にも発表の場を持つ。 羽衣公園みほしるべ前広場では、薪能やマルシェ等のイベントを行っている。	・バス駐車場及び臨時駐車場（バス乗降場、世界遺産三保松原バス停）からガイドンス施設等へのアクセス支援 ・ガイドンス施設から眺望点へのアクセス支援 ・ガイドンス施設から他エリアへの回遊促進 ・碑などの古い工作物の安全対策 ・イベント時の駐車場不足対策

(5) 折戸エリア
規制別



管理別



現況	半島の付け根に近い三保松原の陸路の玄関口で、文教施設が連なるエリア	
理想の姿	地域住民や文教施設に親しまれる松並木と砂浜が、多くの来訪者を迎える、陸路の玄関口	
	現状	課題
松原	名勝指定当時は砂浜沿いにマツが無かったが、1970年代以降植栽を始め、砂浜沿いに断続的に松並木が連なる。 マツの無い部分では、地域の関係者が連携して幼マツの育成を進めている。 近隣の名勝地外の文教施設等にも多くのマツがあり、そのうちの一部についてマツ材線虫病予防薬剤散布を実施している。半島南西部の沿岸からのマツ材線虫病拡大を阻止するために重要なエリアである。	・市道（仮称）羽衣海岸線緑地帯マツ育成体制の整備 ・マツ材線虫病予防薬剤散布の拡充に向けての理解促進
砂浜	全域に海拔約8mの防潮堤があり、その外側の浜幅は狭い。4,5号ヘッドランド上手では砂が保持され海浜植物が群生し、近隣の文教施設の調査研究フィールドになっている。それ以外は侵食傾向で、毎年の養浜工事により浜崖になっており、海浜植物は少ない。 砂嘴の付け根部分である駒越と折戸のあいだは、かつて海で隔てられていたという記録も残るが、詳細不明である。	・侵食・高潮対策事業の継続 ・地域や近隣の文教施設と連携した日常的管理の実現 ・松原保全のための外来植物駆除
眺望	砂浜から内陸方面に、松原越しの富士山を望める。	・富士山眺望の認知度向上 ・浜崖の解消
利用状況	名勝指定時に農地だった土地が開発され、幼稚園から大学まで複数の文教施設が連なる。 市道（仮称）羽衣海岸線の築造を進めており、開通すると三保松原の玄関口となる。この道路と太平洋岸自転車道が並行して走り、あいだの緑地帯にマツと海浜性の低木が生育する。緑地帯にはベンチや四阿等の観賞施設のほか、複数の祠もある。 名勝地区外であるが、折戸地区の中心的存在として瀬織戸神社があり、境内の松は樹齢400年と伝えられている。 土地の名を冠する特産品として、折戸茄子が広く知られている。	・教員の異動や学生の世代交代に影響されない松原教育の体制整備 ・保全活用への教育機関どうしの連携

第5章 三保松原の保全と活用の目指すべき姿

5-1 保全と活用の基本理念

～羽衣の松だけが三保松原じゃない！～
半島全体で名勝の魅力を磨く

三保松原では、平成25年（2013年）の世界遺産登録後の10年間、以前から多くの観光客が訪れていた羽衣の松周辺に重きを置いて、保全活動や施設整備、老齢大木の樹勢回復、危険木対策、景観改善等を行ってきた。その結果、保全においても来訪者戦略においても、大きな成功をおさめることができた。しかし、他のエリアにおいては保全が十分できておらず、来訪の偏りも見られる。このため、令和6年（2024年）からの10年間の目標として、羽衣の松周辺だけでなく名勝三保松原全域で、様々な関係者が連携し、新たな価値を見つけ、多くの人々が集い、美しく機能的な三保松原の、持続可能な保全のための適切な活用を展開していくことを、基本理念とする。

5-2 保全と活用の基本方針

基本理念を実現するため、次のように基本方針を定める。

①松原は人がいないと生きられない

マツは日常的な管理や感染症対策無しには存続できないため、これまでの松原保全事業を継続し保全への理解を促進しながら、所有者が多岐に渡る松原の、一体的な管理を目指す。

②砂浜は工事中でも自分事

行政による養浜や突堤の工事と、地域による保全・美化を、連携して進める。

③名勝は観賞できぬと意味がない

多くの人が景観を楽しめる環境づくりを、行政と地域が連携して進める。

④名勝を守って活かしてハッピーに

来訪者の満足度向上、地域住民の郷土愛醸成、地域の産業振興、人材育成など、関係者の幸福につながる保全と活用の両立を推進する。

⑤柔軟に多様な主体を迎え入れ変わらぬ価値を厳守する

名勝の保全のために今日的な活用を適切に展開できるよう、情報発信を強化しより多様な主体を迎え入れ、名勝の価値をよく理解した上で保全や活用に参画できる体制を作る。

第6章 保全

6-1 保全の方向性

保全とは、三保松原の持つ本質的価値を守っていくことであり、そのためには必要に応じて利用制限を課す。名勝三保松原を良好に将来に遺し伝えていくための保全の方向性として、第3章で示した5つの本質的価値を構成する要素ごとの方向性、及び、第4章で示した5つのエリアでの重点方針を、次に示す。

本質的価値	松原	美しく機能的な松原の保全育成
	砂嘴と砂浜	砂浜の保全と美化
	富士山の眺望	富士山眺望点の拡充と整備
	羽衣伝説	松原に隣接する地域の景観保全
エリア	真崎内浜	海岸保全の啓発
	吹合岬	所有者が多岐にわたる松原の一体的な老齢木管理
	大山	養浜と景観改善の両立
	羽衣	老齢大木管理の継続
	折戸	松原の拡大

6-2 保全の方法

三保松原を法令に基づき保全していくため、特性に応じた地区の分類を次のとおり行い、地区ごとの現状変更の取扱基準を設ける。また、本質的価値を構成する要素ごとの重点を置く取り組みを次に示す。

(1) 地区の分類

名勝の本質的価値を構成する砂浜と松原、御穂神社及び神の道を特別保全地区、内浜及び松原に隣接する地区を景観保全地区と設定する。

本計画	旧計画	所有者 (管理者)	地区区分の定義
特別 保全地区	特別規制 A 地区	国 静岡県 静岡市 法人	三保松原の本質的価値である、松原、砂浜、富士山への眺望、御穂神社と神の道からなる地区。
	特別規制 B 地区		
景観 保全地区	第1種規制地区	国 静岡県 静岡市 法人 個人	特別保全地区に隣接し、名勝に相応しい風致景観を維持すべき地区。
	第2種規制地区		
	第3種規制地区		

(2) 地区ごとの取扱基準

(i) 特別保全地区

この地区は、指定基準 3（クロマツ林）及び 8（砂嘴についた砂浜）そのものであり、砂浜に白波が打ち寄せ、その先にある砂丘の上にクロマツ純林が連なり、そこからの富士山の眺望が本質的価値となる。この優れた風致景観を将来にわたって維持するため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- ・人命の安全を確保するためのもの。
- ・砂浜と松原の保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- ・名勝及び地域づくりにとって公益的なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- ・必要最低限の、眺望を楽しむための公共施設（トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等）。
- ・既存の構築物の改築で、原則、建築面積及び高さを上回らず、景観に配慮したもの。
- ・災害復旧等の公共事業。

(ii) 景観保全地区

名勝に相応しい松原と富士山が織りなす風致景観を楽しめる地区である。地域経済社会の振興と発展に配慮する必要があるが、風致景観の維持に努めるため、次のような行為は認めない。

- ・松原や富士山の眺望を阻害する建造物や工作物の設置。

参考：都市計画法及び風致地区条例に基づく建築物の高さ上限は下記のとおり。

第 1 種風致地区：8 m

第 1 種低層住居専用地域：10 m

第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域：16 m

第 2 種住居地域及び工業地域：19 m

- ・景観を損なう恐れがあると認められる形状及び色彩の建造物や工作物の設置。

色彩等については下記の通り市景観計画を準用する。

調整区域：田園・緑地景観ゾーンの景観形成方針

市街化区域：住居系市街地ゾーンの景観形成方針

景観重点地区（塚間羽衣線沿線、羽衣海岸線沿線）：区域ごとの景観形成基準

- ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋め立て。
- ・砂浜及び松原の景観を損なう恐れがあると認められる外来種等の増殖。
- ・常時管理されているマツ以外のマツ生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については市文化財課と相談し、代替措置を協議する。

(3) 重点を置く取組

(i) 松原

- ・行政によるマツ材線虫病対策の継続と次世代マツの育成
- ・地域と連携した老齢大木の管理と日常的管理

(ii) 砂浜と砂嘴

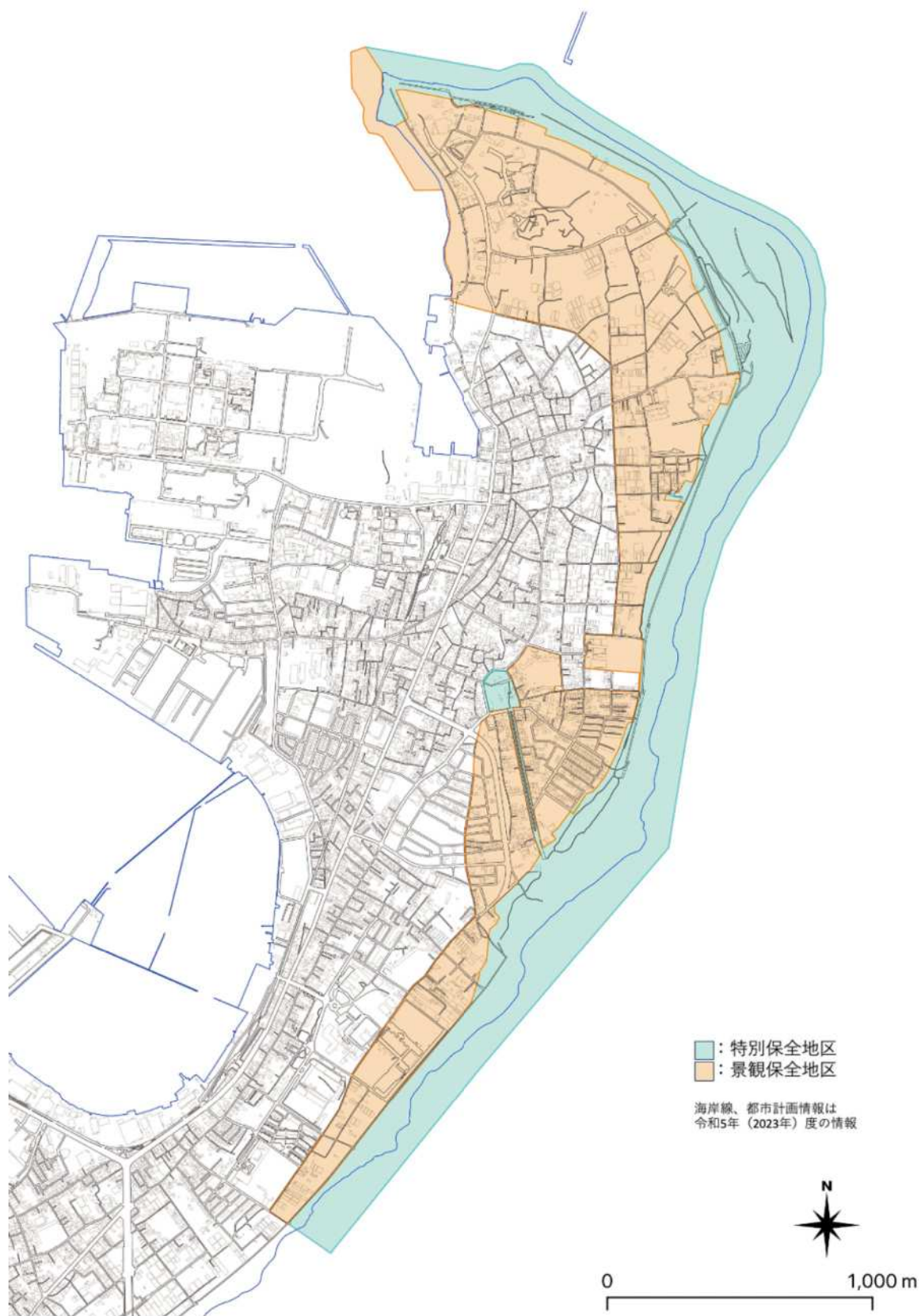
- ・行政による侵食・高潮対策事業

(iii) 富士山の眺望

- ・行政による景観改善（消波堤から突堤への置き換え）
- ・地域と連携した砂浜の美化

(iv) 羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松

- ・地域と連携した老齢大木の管理と日常的管理



保全のための地区区分図

第7章 活用

7-1 活用の方向性

活用とは、三保松原の本質的価値を利用して、その価値への理解が進むようにすることである。価値の利用により価値が減ることがあってはならず、活用は持続可能な開発とも言える。基本的な名勝の活用としては「観賞」があるが、現代においては、教育や地域づくりとも複合的に関係する様々な活用方法が生み出されており、柔軟に対応しつつ、保全に悪影響を及ぼさないように制御していく必要がある。本質的価値の理解と適切な活用を促すための名勝全域での活用の方向性と、第4章で示した5つのエリアごとの重点方針を次に示す。

全域での方向性	三保松原の価値の周知と啓発	
	三保松原への誘客	
	三保松原での体験・利用	
エリアごとの重点方針	①真崎内浜	三保棧橋から名勝全域へのアクセス支援と回遊促進
	②吹合岬	飛行場を新たな拠点とする人々の交流と保全の展開
	③大山	吹合岬、羽衣エリアからの回遊促進
	④羽衣	ガイドンス施設や神社の見学を通じた名勝への理解充実
	⑤折戸	玄関口を担う松並木を通しての三保松原への愛着醸成

7-2 活用の方法

活用で重点を置く取組について、次に示す。

(1) 情報発信

- ・啓発を目的とした発信と誘客を目的とした発信の双方を行う。
- ・方法としては、インターネットや各種広告掲載、観光事業者への働きかけ、イベント出展等、外部の不特定多数に向けたもの、出前講座や教材の配布等の特定の集団に向けたもの、そしてガイドンス施設等の現地で行うものがある。
- ・現地でのイベントや企画展については、認知拡大のため多様な分野を取り扱う。
- ・他の文化財や施設との連携も必要である。

(2) 来訪者対策

- ・国内外に向けた上記情報発信により、タビマエで認知を獲得する。
- ・タビナカでのスムーズな誘導のため、アクセスや観賞、滞在のための施設整備を行う。
- ・来訪者によるタビアトの高評価を促すため、悪天候時にも楽しめるガイドンス施設の周知、魅力的な土産物の提供、地域との交流機会の提供も必要である。

(3) 地域の文化継承

- ・地域での祭事や芸能の継承のほか、ガイドや文教施設のサポーターなど語り部の育成も必要である。
- ・来訪者との交流や教育への参加による、郷土愛の醸成を図る。

(4) 名勝地内の資源利用

- ・新たな観光コンテンツの発掘、名勝地内でまだ認知度の低い富士山眺望点への集客促進等により、保全の推進を図る。
- ・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物等のアップサイクルを図る。
- ・名勝の文化的背景や自然環境を活用した、研究・教育プラットフォーム、企業のCSRやSDGsへの取り組みの場としての利用を図る。

第8章 整備

8-1 整備の方向性

三保松原の整備とは、三保松原の本質的価値を守ること（保全）と、その価値を理解してもらうこと（活用）ができるようにするために実施すべき事業のことである。その事業を実施する（支える）ためには、運営体制が必要であるが、それについては次章に記載する。整備の方向性は、保全のための整備と活用のための整備の2つに分けられる。

8-2 整備の方法

(1) 保全のための整備

	整備の方法（具体例）
松原	・ マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入） ・ 危険木対策（予防伐倒、支柱・ワイヤー設置） ・ 老齢大木長寿命化対策（踏圧対策、腐朽対策） ・ 環境整備（下刈、草取り、松葉かき、つる除去、土砂流出対策） ・ 密度管理（除伐、間伐、補植） ・ 次世代マツ育成（圃場運営、マツ苗生産） ・ モニタリング（定点観測、上空撮影） ・ 保全活動の支援拠点整備（ガイドンス施設、飛行場）
砂浜	・ 侵食対策（消波ブロックの維持管理、養浜） ・ 高潮対策（防潮堤の維持管理、養浜） ・ 津波対策（防潮堤の嵩上げ） ・ モニタリング（定点観測、上空撮影）
富士山の眺望	・ 景観改善（消波堤から突堤への置き換え） ・ 眺望確保（草刈り、ゴミの撤去）
羽衣伝説	・ 案内板等のデザインの統一、簡素化、デジタル化 ・ 風致景観に配慮したまちづくり ・ 保全情報の共有（連絡会、回覧板）

(2) 活用のための整備

	整備の方法（具体例）
情報発信	・ 行政や関係団体からの名勝の価値を周知啓発する発信（公式HP・SNS、講演会、教材配布、出前講座、イベント出展、ガイドンス施設での展示、名勝地内の公園等でのイベント、歴史文化や自然環境を伝える音声ガイド、マナー向上を啓発する掲示） ・ 行政や関係団体からの来訪を促す観光情報の発信（観光情報サイト、インフルエンサー、広告掲載） ・ 他の文化財や施設等と連携した、周知啓発や誘客の発信（市内文化財、市内観光施設、名勝指定松原、富士山世界文化遺産協議会、県富士山世界遺産センター、世界文化遺産地域連携会議、日本遺産、しずおか遺産）
来訪者対策	・ 上記情報発信等での認知獲得（イベント、他エリアと連携したプロモーション、ツアー事業者への働きかけ） ・ アクセスの整備（道路、港湾、公共交通機関）

	・近隣住民及び来訪者の安全確保（危険木対策等） ・観賞や滞在のための環境整備（ガイダンス施設、遊歩道、トイレ、案内表示・ガイドの多言語化、景観を阻害しない案内方法の検討、公園、飲食施設、宿泊施設） ・名勝地内での回遊促進（シェアサイクル、案内表示、ガイドツアー） ・体験プログラムの提供（講座、保全活動、ワークショップ、地域住民との交流） ・魅力的な土産物の提供（特産品、名勝の価値を活かした製品）
地域文化の継承	・地域での祭事、芸能の伝承（筒粥神事、羽衣の舞、羽衣まつり） ・来訪者と交流する機会、教育に参加する機会づくり（ボランティアガイド、保全ボランティア） ・郷土愛の醸成
名勝地内の資源活用	・新たな観光コンテンツの醸成（富士山眺望点、歴史、自然環境、未利用地） ・歴史を伝える施設の教育活用（社寺、碑、清水灯台、掩体壕） ・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物のアップサイクル ・魅力的な特産品のアピール ・体験学習、教育旅行、CSR や SDGs 事業の受け入れ ・保全・活用に関わる取り組みや研究の奨励

（３）新たに進める整備事業

今後、三保松原の保全と活用の両立を図っていくためには、三保松原の価値を理解した上で、その価値を増していくための活用（みがきあげ）が必要である。その経費や人材の確保には、価値を減少させない上で集客を図る整備事業の実施が求められ、いくつかの検討が行われている。現時点での具体的なものとして次がある。

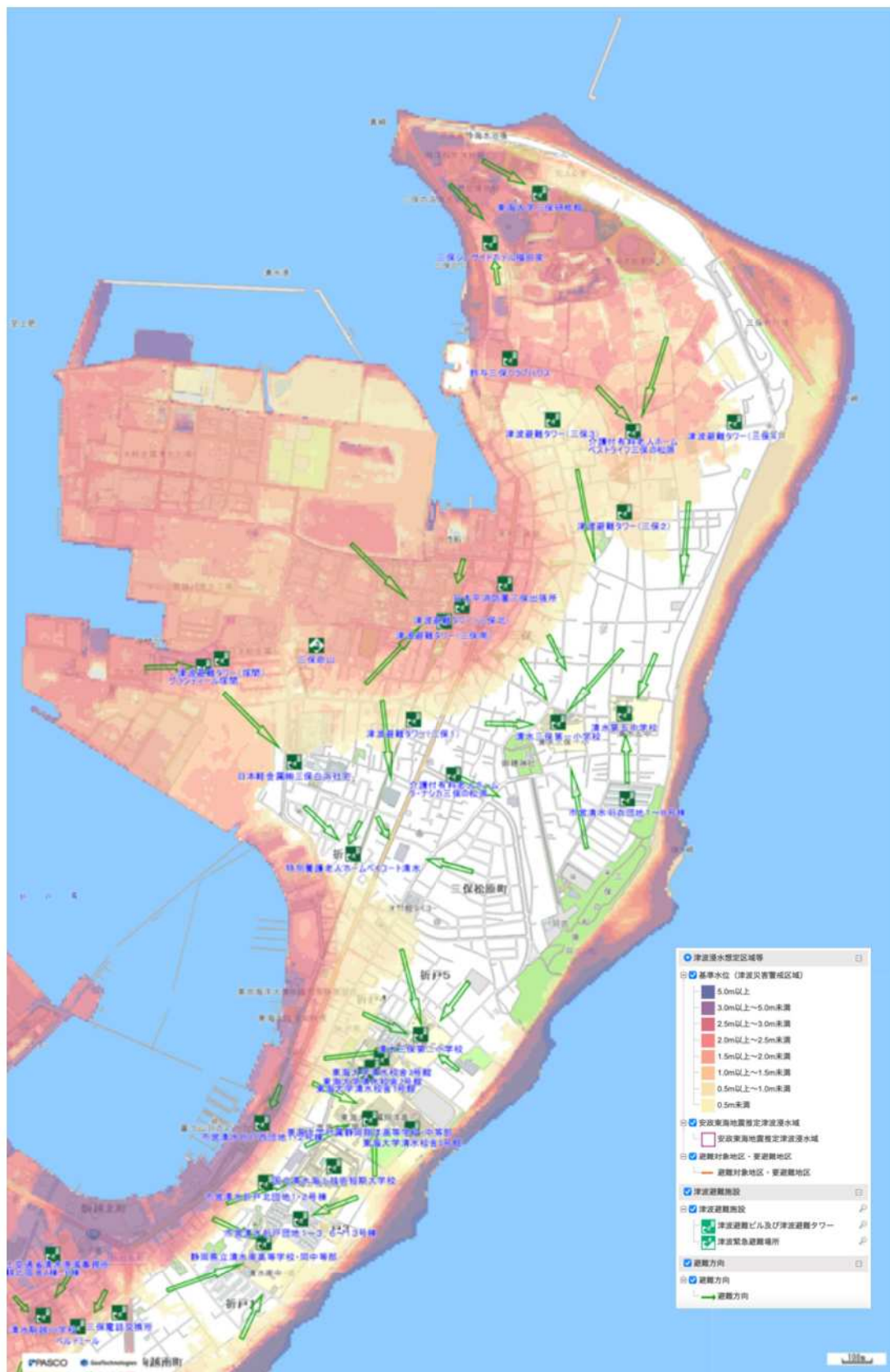
①飛行場周辺の再整備

これまでの飛行場の役割（救難及び緊急時対応、訓練）を回復すると共に、新たな役割（松原保全、海岸保全、消防警備、産業振興、観光）を追加する再整備計画を、市が進めている。現在の吹合岬エリアから真崎内浜エリアの外浜側にかけては、ガイダンス施設のある羽衣エリアから離れており人の目が少ないが、飛行場の整備により、松原保全や砂浜美化の活動の拠点、富士山の眺望を楽しむ拠点とすることで、集客を増やし保全と活用の意識の醸成を図る。

（４）防災・防犯

名勝地内において想定される自然災害としては、台風接近時の高潮や強風、大地震に伴う津波等に伴う、越波、浸水、倒木、塩害等がある。地形等の特性を理解し、被害を最小限に抑えるために、関係者で情報共有しながら整備を進める必要がある。

防犯対策においては、砂浜、松原での人目の少なさがネックになっており、名勝の保全活用のための整備が治安改善に寄与することが期待される。



令和5年静岡市津波ハザードマップ抜粋

第9章 運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性

多様な所有者がいる名勝三保松原において、その価値を理解し、保全・活用につながる整備を円滑に実施していくためには、行政と土地所有者、土地利用者及び地域住民が協働する体制を確立することが必要である。また、文化財保護法以外にも関連する制約や規制があり、整備にあたってはそれらとの調整も必要である。これらを踏まえて、保全・活用・整備を実際に行っていくため、以下の2点を運営方針とする。

- ①関係者の協働による運営
- ②持続可能な運営

9-2 運営の方法と体制

(1) 個票に基づく全体調整

名勝三保松原では、多様な主体による保全・活用の取り組みが行われている。それらに関係者間で共有するため、日常的維持管理も含めて個別事業管理票（個票）を作成し、市文化財課が全体調整を行う。個票は、必要に応じて追加、削除を行う。

(2) 情報の共有

年1回程度開催する連絡会で地域住民や保全活用団体の代表と関係者が集まり、個票に基づき取り組み状況を共有し、三保松原の課題解決に努める。

(3) 三保松原保全活用計画推進専門委員会による進捗管理と助言

年1回程度開催する専門委員会から、保存活用計画の進捗管理や事業の方向性の決定について、指導助言を受ける。

三保松原保全活用計画推進専門委員会委員名簿		
役職	氏名	所属
都市計画	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
景観・名勝	天野 光一	日本大学特任教授
文化・芸術	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長
林政学	太田 猛彦	東京大学名誉教授
海岸工学	田中 博通	東海大学名誉教授
歴史	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所客員研究員
観光戦略	山本 早苗	常葉大学教授
自然・植物	湯浅 保雄	静岡植物研究会
オブザーバー	文化庁文化財第二課	
	静岡県 富士山世界遺産課、文化財課、森林整備課、河川企画課	
	(一財)三保松原保全研究所	
事務局	静岡市文化財課（三保松原文化創造センター）	

(4) 運営の体制図

